

自己負担限度額

(令和8年6月1日から適用)

表1 【70歳未満の方】

区 分 (課税対象所得額)	自己負担限度額 (世帯単位)		食事療養費 標準負担額 ※5	区分
	3回目まで	4回目以降 ※1		
901万円超え (未申告者含む)	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円	550円 ※6	ア
901万円以下 600万円超え	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円		イ
600万円以下 210万円超え	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円		ウ
210万円以下	57,600円	44,400円		エ
住民税非課税	35,400円	24,600円	270円 ※7	オ

表2 【70～74歳の方】

区 分 (課税所得)		自己負担限度額		食事療養費 標準負担額 ※5	区分
		個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)		
現役並み所得者 Ⅲ 690 万円以上 ※2		2 5 2 , 6 0 0 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) ×1% (4 回目以降 ※1 140,100 円)		5 5 0 円 ※6	※8
現役並み所得者 Ⅱ 690 万円未満 380 万円以上 ※2		1 6 7 , 4 0 0 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) ×1% (4 回目以降 ※1 93,000 円)			現役並み Ⅱ
現役並み所得者 Ⅰ 380 万円未満 145 万円以上 ※2		8 0 , 1 0 0 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) ×1% (4 回目以降 ※1 44,400 円)			現役並み Ⅰ
一般 145 万円未満 (未申告者を含む)		1 8 , 0 0 0 円 <年額 14.4 万円>	5 7 , 6 0 0 円 (4 回目以降 ※1 44,400 円)		※8
住 民 税 非 課 税	低所得Ⅱ ※3	8 , 0 0 0 円	2 4 , 6 0 0 円	2 7 0 円 ※7	低所得Ⅱ
	低所得Ⅰ ※4		1 5 , 0 0 0 円	1 3 0 円	低所得Ⅰ

- ※1 4回目以降…………… 申請月を含めて過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合
- ※2 現役並み所得者… 高齢受給者証で負担割合が3割と表示されている方
- ※3 低所得Ⅱ…………… 住民税が非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方
- ※4 低所得Ⅰ…………… 公的年金収入が806,700円以下で、世帯主及び国保加入者全員の
各所得金額（給与所得にあっては10万円を引いた額）がいずれも0円の方
- ※5 食事療養費標準負担額…………… 一食あたりの患者負担額
- ※6 550円…………… 指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等は、330円
- ※7 270円…………… 長期入院の認定を受けると220円になります。
- ※8 この区分での認定証交付はありません。お持ちの高齢受給者証を提示してください。



お問合せ先 郡山市 国民健康保険課 給付係
電 話 024-924-2141

(平日8:30～17:15)

(作成日 令和8年6月1日)